

超えよう。

RECRUITING GUIDE

MISSION STATEMENT

使命

MISSION

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

決意

DETERMINATION

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

基本原則

FUNDAMENTAL PRINCIPLES

人道	人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
公平	いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
中立	すべての人の信頼を得て活動するため、いさいの争いに加わりません。
独立	国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
奉仕	利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
単一	国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
世界性	世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

COMPANY PROFILE

社名	日本赤十字社	ボランティア数	1,192,220人(2,915団)
設立・沿革	1877.5.1 博愛社設立 1887.5.20 日本赤十字社に改称 1952.8.14 日本赤十字社法制定	施設数	本社 1 支部 47 医療施設 103 ※診療所等を含む 血液事業施設 226 ※献血ルーム等を含む 社会福祉施設 28 看護師等養成施設 23
職員数	67,679人		
会員	個人 15.6万人 法人 8.2万法人		

※日本赤十字社の活動は、赤十字の理念や活動に賛同し会員となってくださった方々などの継続的な資金協力により成り立っています。

HISTORY

1859年、戦場で敵味方の差別なく救護にあたったスイス人、アンリー・デュナンの想いから、赤十字は生まれました。
今、赤十字のネットワークは192の国と地域に広がっています。

日本赤十字社
新卒採用サイトはこちら▶▶



赤十字マークは、戦争や紛争などで傷ついた人々と、その人たちを救護する軍の衛生部隊や赤十字の救護員・施設等を保護するためのマークです。
紛争地域等で「赤十字マーク」を掲げている病院や救護員などには、絶対に攻撃を加えてはならないと国際法や国内法で厳格に定められています。つまり、赤十字マークは、いざという時に我々国民一人ひとりを守るマークなのです。



人を救いたいという、やさしい気持ち。
それが、赤十字の原点。

だけど、やさしさだけでは人は救えない。

繰り返される災害や紛争に立ち向かう覚悟。
知識と経験を駆使して解決に導く知恵。
不条理を乗り越え、粘り強く取り組む精神力。

人を救うには、強さが必要だ。
僕たちはもっと強くならなければいけない。

自分に負けるな。逆境を恐れるな。
使命の重さを、力に変えていけ。

いのちが、君を強くする。

超えよう。



MISSION

救

世界中で苦しむ人を

いのちを救う

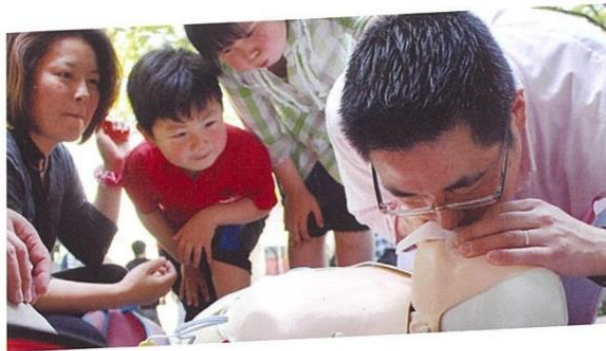
自然災害、紛争、飢餓、病気。
そんな苦しみから、
ひとりでも多くのいのちを救いたい。
わたしたち日本赤十字社は、
医療や災害救護などの
「いのちを救う」活動をおこなっています。

救急法等の講習

SAFETY SERVICES

けがや事故に備えるために

いざという時にいのちを救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を広めるため、AED(自動体外式除細動器)の使い方や高齢者の自立を支援する方法、子どもの事故防止と手当などの講習を行っています。人々の生活やライフステージに合わせ、「救急法」「健康生活支援講習」「幼児安全法」「水上安全法」「雪上安全法」の5種類の講習を実施。ボランティア指導員が中心となり普及にあたっています。



せいかつを支える

日本赤十字社は、全国で児童・
高齢者・障がい者福祉施設を運営しながら、
ボランティアのみなさんと一緒に、
地域に密着した幅広い活動をおこなっています。

ひとを育む

看護師の育成はもちろん、
青少年ボランティアの実施などをおして、
技術や知識、そして想いを、
未来へとつないでいます。

MISSION

世界中で苦しむ人を

せいかつを支える

日本赤十字社は、全国で児童・高齢者・障がい者福祉施設を運営しながら、ボランティアのみなさんと一緒に、地域に密着した幅広い活動をおこなっています。

赤十字ボランティア

RED CROSS VOLUNTEERS

心と心の通う社会を実現するために

赤十字の活動は、全世界で約1,370万人のボランティアにより支えられ、国内では約119万人が赤十字ボランティアに所属・登録しています。地域に密着した「地域赤十字奉仕団」、18歳以上の青年が中心の「青年赤十字奉仕団」、特定技能を活かした「特殊赤十字奉仕団」などがあります。また、個人ボランティアは全国の各赤十字施設で活動するほか、災害時には「防災ボランティア」としても活躍しています。



社会福祉

SOCIAL WELFARE SERVICES

社会的支援を必要とする人々のために

日々の暮らしの中でさまざまな支援を必要としている高齢者や子ども、障がいをもった方々が、個人の尊厳を持って、そのらしい自立した生活が送れるよう、各施設でサポートを行っています。日本赤十字社の各事業と連携をはかることで、赤十字の特性を活かした施設運営を行っています。また、これまでの活動で蓄積してきたノウハウを活かして、「地域の子育て支援事業」などにも取り組んでいます。



看護師等の教育

TRAINING OF NURSES

医療の担い手を育てるために

赤十字の看護大学・専門学校では、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命に基づき、国内外で活躍できる看護職を養成しています。卒業生は確実な知識と技術、赤十字の精神を身につけ、臨床現場で活躍するほか、国内の災害救護はもちろん、国際救援活動でも力を発揮しています。また、赤十字病院で働く看護師の能力開発にも積極的に取り組み、キャリア開発をサポートしています。



青少年赤十字

JUNIOR RED CROSS

子ども達の育成のために

全国の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校などの教育現場で、赤十字の精神に基づき、児童・生徒が世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標とした多様な活動を支援しています。学校の先生が指導者となり、地域活動・応急手当の学習・防災教育・国際交流などを子ども達が実践することで、自ら「気づき」「考え」「実行する」力を育てています。



ひとを育む

看護師の育成はもちろん、青少年赤十字の実施などをおして、技術や知識、そして想いを、未来へとつないでいます。

人を救う、3つの“領域”

国内災害救護

DOMESTIC DISASTER RESPONSE

災害で苦しむ人々のために

地震や台風などの災害で被害が発生した際、救護班を派遣して医療活動をするほか、こころのケア、救援物資の備蓄と配分、義援金の受付と配分、ボランティア活動などを行います。医師・看護師などからなる救護班は全国に486班(4,328人)常備しており、日ごろから研修・訓練を重ねるとともに災害時に使用する資機材の整備なども行っています。また、防災教育の普及や、被災地の復興支援にも取り組んでいます。



赤十字病院

MEDICAL SERVICES

病気やけがで苦しむ人々のために

全国に91ある赤十字病院は、公的な医療機関として多様化する地域医療のニーズに応えているほか、救急医療、がん診療などの高度医療、へき地医療、訪問看護サービスなどを展開しています。事業本部体制を導入し、安定的な病院運営や専門的な人材の育成、安全で質の高い医療の提供などに取り組んでいます。災害時には救護班を派遣するほか、海外での医療救援活動にも、医師や看護師を派遣しています。



国際活動

INTERNATIONAL ACTIVITIES

世界中で苦しむ人々のために

世界各地の紛争や災害、病気などで苦しむ人々のため、192の国と地域に広がる赤十字ネットワークを活かして人道的支援にあたります。医療や衣食住の支援といった緊急救援だけでなく、その後の復興支援、そして被災国が災害に立ち向かう力を培う長期的な開発協力まで包括的に取り組んでいます。また、こうした世界の人道問題に対する人々の理解と関心を高めることも、赤十字の重要な役割の一つです。



血液事業

BLOOD PROGRAMS

血液を必要とする人々のために

献血ルームや献血バスなどで献血者を募集し、採血した後、高度な検査を経て、安全な血液製剤に調製し、24時間体制で全国の医療機関にお届けしています。いつ、どこかの医療機関であっても、常に必要な血液製剤を確実に供給できるよう、全国の血液センターが連携しています。さらに、検査・製造、需給管理などをブロック単位で集約し、安全で均質な血液製剤を効率的に供給できる体制づくりに取り組んでいます。



いのちを救う

自然災害、紛争、飢餓、病気。

そんな苦しみから、

ひとりでも多くのいのちを救いたい。

わたしたち日本赤十字社は、

医療や災害救護などの

「いのちを救う」活動をおこなっています。

救急法等の講習

SAFETY SERVICES

けがや事故に備えるために

いざという時にいのちを救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を広めるため、AED(自動体外式除細動器)の使い方や高齢者の自立を支援する方法、子どもの事故防止と手当などの講習を行っています。人々の生活やライフステージに合わせ、「救急法」「健康生活支援講習」「幼児安全法」「水上安全法」「雪上安全法」の5種類の講習を実施。ボランティア指導員が中心となり普及にあたっています。

